(下線部は見直し部分)

現行

見直し(案)

#### I エネルギーの使用の合理化の基準

工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は燃料並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している工場等(連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(以下「加盟している工場等」という。)を含む。)全体を俯瞰し、次のア.からク.までに定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行いつつ、

技術的かつ経済的に可能な範囲内で工場等単位、設備単位(個別設備ごとに分離することが適当ではない場合にあっては、設備群単位又は作業工程単位。以下同じ。)によるきめ細かいエネルギー管理を徹底し、かつ、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して1又は2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

その際、連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化を図るものとする。

## (新設)

ア. 事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。

イ.ア.で整備された管理体制には責任者(特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理統括者」)を配置すること。

#### I エネルギーの使用の合理化の基準

工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は燃料並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している工場等(連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(以下「加盟している工場等」という。)を含む。)全体を俯瞰し、次のア.からク.までに定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行うこと。

# (※)に移動

#### 【事業者全体を俯瞰し取り組むべき事項】

### ア. (管理体制の整備)

事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。

### イ. (責任者等の配置等)

ア. で整備された管理体制には責任者(特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理統括者」。以下同じ。)、責任者を補佐する者(特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理企画推進者」。以下同じ。)及び現場実務を管理する者(特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」。以下同じ。)を配置し、以下の役割分担に基づいてそれぞれの者がエネルギーの使用の合理化に関する責務を果たすこと。

#### 責任者の責務

- ・その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費 する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去、 エネルギーの使用の方法の改善及び監視に係る業務の統括管理
- ・統括管理業務を踏まえたエネルギーの使用の合理化の目標に関する計画(特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「中長期的な計画」)の取りまとめ、事業の方針を決定する意思決定機関(or業務執行を決定する機関)への当該計画の報告
- ・エネルギーの使用の合理化に資する人材(現場実務を管理する者等)の育成

現行

- ウ. 事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(以下「取組方針」という。)を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針を含むこと。
- <u>工</u>. 事業者は、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。
- オ. 取組方針及び遵守状況の評価手法については、定期的に精査を行い必要に応じ変更すること。
- <u>カ.</u>エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。
- <u>キ.</u>事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。
- ク. 事業者は、その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア. の管理体制、ウ. の取組方針及びエ. の遵守状況・評価結果を記載した書面を作成、 更新、保管することにより、状況を把握すること。

#### 責任者を補佐する者の責務

・責任者と現場実務を管理する者の間の意思疎通の円滑化を図ること等による責任者の 業務の補佐

#### 現場実務を管理する者の責務

- ・その設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを 消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、エネルギーの使用の 方法の改善及び監視に係る業務の管理
- ・エネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果の 責任者に対する報告

### ウ. (取組方針の策定)

事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(以下「取組方針」という。)を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。

#### エ. (資金・人材の確保)

事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。

### オ. (従業員への周知・教育)

事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。

## カ. (取組方針の遵守状況の確認等)

事業者は、客観性を高めるために監査手法(or 内部監査等)を検討しつつ、その設置している 工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。

### キ. (取組方針の精査等)

事業者は、取組方針及び遵守状況の評価方法については、定期的に精査を行い必要に応じ変更すること。

### ク. (文書管理による状況把握)

事業者は、ア.管理体制の整備、<u>イ.責任者等の配置等</u>、ウ.取組方針の策定、カ.取組方針の遵守状況の確認等及び<u>キ.取組方針の精査等の結果</u>を記載した書面を作成、更新、保管することにより、状況を把握すること。

現行	見直し(案)
(※)	技術的かつ経済的に可能な範囲内で <u>次の a.から d.までに定める</u> 工場等単位、設備単位(個別設備 ごとに分離することが適当ではない場合にあっては、設備群単位又は作業工程単位。以下同じ。)によるきめ細かいエネルギー管理を徹底し、かつ、エネルギーの使用に係る各過程における主要な 設備に関しては、次の1又は2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネル ギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。その際、連鎖化事業者については、 当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化を図るものとする。
(新設)	【工場等単位、設備単位での基本的実施事項】  a. エネルギーの使用状況や主要な設備の廃熱等の発生状況を把握・分析し課題を抽出すること。  b. エネルギー管理に係る計量器やエネルギー管理システム等の整備を行うこと。  c. 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。  d. 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。  e. 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。  f. エネルギーの使用に係る設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先とするとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。
(新設)	【主要設備ごとの諸基準】
<ul> <li>1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項 (以下、略)</li> <li>2 工場等(1に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項(以下、略)</li> </ul>	1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項(以下、略) 2 工場等(1に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項(以下、略)

(参考)

### ○エネルギー管理統括者の責務に係る規定

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(エネルギー管理統括者)

- 第七条の二 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十四条第一項の<u>中長期的な計画の作成事務</u>、<u>その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する</u> る設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。
- 2 エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則

(エネルギー管理統括者の業務)

- 第六条の二 法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。
  - ー エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること
- 三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等
- 四 第十七条の報告書の作成事務及び法第八十七条第三項の報告の作成事務に関すること

### ○エネルギー管理企画推進者の責務に係る規定

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(エネルギー管理企画推進者)

- 第七条の三 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十三条第一項各号に掲げる者のうちから、エネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。
- 2 特定事業者は、第十三条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に同条第二項に規定す る講習を受けさせなければならない。
- 3 エネルギー管理企画推進者は、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する。
- 4 前条第三項の規定は、エネルギー管理企画推進者について準用する。

### ○エネルギー管理者及びエネルギー管理員の責務に係る規定

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(エネルギー管理者の職務)

第十一条 エネルギー管理者は、<u>第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業</u> 省令で定める業務を管理する。

(エネルギー管理員)

- 第十三条 第一種特定事業者のうち第八条第一項各号に掲げる工場等を設置している者(以下「第一種指定事業者」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、 次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。
- 一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
- 二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

- 2 第一種指定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行う エネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- 3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 第十一条の規定は、エネルギー管理員に準用する。

(準用規定)

- 第十八条 第十三条第一項から第三項までの規定は、第二種特定事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「当該工場等」とあるのは、「第二種エネルギー管理指定工場等」と読み替えるものと する。
- 2 第十一条の規定は、第二種特定事業者がその設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに選任するエネルギー管理員に準用する。

(エネルギー管理者等の義務)

- 第十九条の三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員は、その職務を誠実に行わなければならない。
- 2 エネルギー管理統括者は、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。
- 3 エネルギー管理者又はエネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、これらの者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則

(エネルギー管理者の業務)

- 第十条 法第十一条(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。
  - 一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成 ※第十七条の報告書:定期報告書、法第八十七条第三項の報告:報告徴収

(エネルギー管理員の業務)

- 第十四条 法第十三条第四項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第十一条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。
- エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成 ※第十七条の報告書:定期報告書、法第八十七条第三項の報告:報告徴収